

相続放棄・限定承認の申述の有無についての 照会をされる方へ

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が東京23区内のものだけです。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。
また照会の申請ができる方は、以下の2通りに限られます（なお、本説明書は以下のBの方を対象としておりますのでご注意ください。）。
A 相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。）
B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）
- 2 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。照会の申請にあたっては照会申請書及び被相続人等目録をご提出ください。
なお、調査については被相続人等目録にご記載いただいた氏名に基づいて行います。
- 3 照会の際、添付書類として以下の書類が原則として必要になります。ただし例外的にその他の書面のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。
なお(1)及び(2)並びに(3)における「被相続人の戸籍の附票」等については原本還付が可能です。ご希望される場合は、原本とコピーの両方をご提出ください。
 - (1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）
被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するための書類です。なお、同書類がすでに廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が東京23区内であった旨の調査報告書（上申書）と疎明資料をご提出ください。
 - (2) 照会者の資格を証明する書類
〔個人の場合〕 照会者（個人）の住民票
〔法人の場合〕 商業登記簿謄本または資格証明書
いずれの書類も発行から3か月以内のものをご提出ください。
 - (3) 利害関係の存在を証明する書面（コピー）
被相続人との利害関係を疎明する資料として、金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証する書面などをご提出いただくこととなります。
なお、被相続人の住所地につき同書面上の住所地と上記(1)の住民票上の住所地とが異なる場合は、「被相続人の戸籍の附票」等を別途ご提出いただき、住所が変更になっている事実を疎明していただく場合があります。
 - (4) 相続関係図
被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。
 - (5) 委任状（代理人に委任する場合のみ）
本照会申請において代理人になれるのは弁護士ですが、照会者が法人の場合には申請会社の社員を代理人とすることができます。ただし、この場合には社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）を別途ご提出いただくこととなります。
 - (6) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）
- 4 調査期間は、以下のとおりです。
 - (1) 被相続人の死亡日が平成12年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。
 - (2) 被相続人の死亡日が平成11年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理がされた日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。同申請は、家事訟廷記録係で取り扱いますので、別途、不明な点については同係あて（TEL：03-3502-5337）にお問い合わせください。

なお、同証明書の申請には、相続人1人につき150円の申請費用がかかります（ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律150円です。）。

問い合わせ先

東京家庭裁判所 家事訟廷庶務係

〒100-8956 東京都千代田区霞が関1-1-2

TEL：03-3502-5334